

# 高圧ガス保安法の許可、届出のポイントについて

令和 4 年度高圧ガス保安講習会

令和 4 年 3 月 1 5 日

石狩振興局産業振興部商工労働観光課指導保安係

## 目 次

1. 令和3年高圧ガス保安法改正動向	3
○液化石油ガス保安規則等の一部改正について（スーパー認定事業者の軽微な変更の工事の要件拡充等）	3
○高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）の一部改正（法定検査における新技術の活用が可能であることの明確化）	4
○一般高圧ガス保安規則等の一部改正について（コールド・エバポレータの定義見直し等）	4
○一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について等の一部を改正する規程について（遠隔監視によるセルフ圧縮水素スタンド）	6
○容器保安規則等の一部改正について（特定不活性ガスの性能規定化）	7
○容器保安規則等の一部改正について（刻印・表示方法合理化等）	8
○高圧ガス保安法施行令の一部改正及び冷凍保安規則等の一部改正について（冷凍設備内で使用されるヘリウム等の規制の緩和）	9
2. 各申請・届出に係る提出期限及び標準処理期間	11
3. 各種申請・届出に対する注意事項	14
4. 手続きの押印・署名等の廃止について	15
5. 高圧ガス保安法関係手数料	15
6. 事務処理フローチャート	28
7. 事故届について	30

## 1. 令和3年高圧ガス保安法改正動向

### ○ 液化石油ガス保安規則等の一部改正について（スーパー認定事業者の軽微な変更の工事の要件拡充等）

改正：令和3年2月22日／施行：令和3年2月22日

#### 【改正内容】

スマート保安推進のため、スマート保安官民協議会高圧ガス保安部会で策定された「高圧ガス保安分野スマート保安アクションプラン」に基づき、スーパー認定事業者制度のインセンティブの強化を目的として、スーパー認定事業者が行う軽微な変更の工事の要件の拡充を図るため、省令及び通達の改正が行われた。

また、法令により求められる点検に新技術の活用が可能である旨を明確化するために通達を改正。

#### 【改正省令等】

- ・ 液化石油ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第52号）
- ・ 一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号）
- ・ コンビナート等保安規則（昭和61年通商産業省令第88号）
- ・ 高圧ガス保安法第14条第1項及び第4項、第19条第1項及び第4項並びに第24条の4第1項に基づく軽微な変更の工事の取扱について（20180323保局第13号）
- ・ 一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について（20190606保局第3号）
- ・ 液化石油ガス保安規則の機能性基準の運用について（20190606保局第4号）
- ・ コンビナート等保安規則の機能性基準の運用について（20190606保局第5号）
- ・ 高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）（20200715保局第1号）

#### 【参考資料】

高圧ガス保安分野スマート保安アクションプラン

[https://www.meti.go.jp/shingikai/safety\\_security/smart\\_hoan/koatsu\\_gas/pdf/action\\_plan.pdf](https://www.meti.go.jp/shingikai/safety_security/smart_hoan/koatsu_gas/pdf/action_plan.pdf)

○ 高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）の一部改正（法定検査における新技術の活用が可能であることの明確化）

改正：令和3年3月2日／施行：令和3年3月2日

「高圧ガス保安分野スマート保安アクションプラン」に基づき、完成検査、保安検査の検査方法において、新技術（ドローン等）の活用が可能である旨を明確化するための改正。

【改正通達】

- ・ 高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）（20200715保局第1号）

○ 一般高圧ガス保安規則等の一部改正について（コールド・エバポレータの定義見直し等）

改正：令和3年3月29日／施行：令和3年3月29日

※CEの定義見直しに係る改正は令和3年4月1日施行

液化ガスを供給するための定置式製造設備であるコールド・エバポレータ（CE）については近年、様々な設備構成のものが現れ、法律上の運用に差異が生じている。

この状況を鑑み、CEの定義を明確化し、運用の統一を図るとともに関係規定の見直しが行われた。

また、法の適用除外となるエアゾールに求められる容器への表示方法に関連して、エアゾール等製品の試験方法を定めている日本産業規格（JIS）や容器に表示すべき事項の表示に係る業界自主基準が制定されたことを受け、これらを当該表示方法に係る要件に引用する等、エアゾール等製品の適切な試験及び表示の実施を図るための改正が行われた。

【具体的な改正の内容】

- ① CEの定義見直し等【一般則、協会則、コンビ則、指定機関則、製造細目告示、一般則例示基準、コンビ則例示基準、基本通達】

CEについては、一般則第2条第1項第18号ト（ハ）及びコンビ則第2条第1項第19号ト（ハ）において、「専ら液化アルゴン、液化炭酸ガス、液化窒素または液化酸素の貯槽（二重殻真空断熱式構造のものに限る。）に接続された蒸発器により当該液化ガスを気化するための高圧ガス設備」と定義され、法第8条に基づき、一般則第6条の2及びコンビ則第5条の2に規定する製造に係る技術上の基準等が適用されている。

近年、貯槽や蒸発器に加えポンプや圧縮機の処理設備等が接続された、より複雑化した設備構成のものが現れ、法令上のCEの捉え方について自治体ごとに差異が生じていることから、貯槽（二重殻真空断熱式構造のものに限る。）及び蒸発器のみで構成される定置式製造設備をCEとするよう定義を明確化し、協会則及び指定機関則で定めているCEの定義についても同様に定義を見直すほか、CEの運用の適正化に係る改正が行われた。

② 適用除外となるエアゾール製品の火炎長試験の見直し等【政令関係告示、基本通達】

整髪料、消臭剤、殺虫剤等として使用されているエアゾール内の高圧ガスは、その容器の内容積、圧力、注意事項の表示等について政令関係告示第4条第2号及び第3号で定める要件を満たすことで、法の適用が除外されている。

適用除外となるエアゾールの容器に表示すべき事項は、火炎長試験による内容物の火炎の発生の有無によって、その内容は異なる。現行の火炎長試験の方法は、泡状エアゾール製品等で試験を行うと適切な結果を得ることが困難であることから、業界の自主的な基準による方法で運用されてきたところ。

今般、適用除外となるエアゾール製品等の試験方法を定めたJIS S 3301が制定され、泡状エアゾール製品等に適用可能な試験方法が当該JISで示されていることから、告示の火炎長試験の方法として、当該JIS規格を引用するよう見直しが行われた。併せて、JISの試験名称に合わせ、政令関係告示の「火炎長試験」を「火炎発生状態試験」に改称された。

また、業界において、容器に表示すべき事項の表示に係る自主基準として「エアゾール等製品の表示自主基準」（一般社団法人日本エアゾール協会）が定められたことから、当該自主基準を活用できるよう基本通達の見直しが行われた。

③ その他表現方法の適正化等の改正

その他表現の適正化等、必要な改正。

## 【改正省令等】

- ・ 一般高圧ガス保安規則（昭和 41 年通商産業省令第 53 号）
- ・ 高圧ガス保安協会規則（昭和 41 年通商産業省令第 55 号）
- ・ コンビナート等保安規則（昭和 61 年通商産業省令第 88 号）
- ・ 高圧ガス保安法に基づく指定試験機関等に関する省令（平成 9 年通商産業省令第 23 号）
- ・ 製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示（昭和 50 年通商産業省告示第 291 号）
- ・ 高圧ガス保安法施行令関係告示（平成 9 年通商産業省告示第 139 号）
- ・ 一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について（20190606 保局第 3 号）
- ・ コンビナート等保安規則の機能性基準の運用について（20190606 保局第 5 号）
- ・ 高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）（2020 0715 保局第 1 号）

## 【参考資料】

C E の定義見直しに関する解説資料及び Q & A は経済産業省 HP に掲載されています。

[https://www.meti.go.jp/policy/safety\\_security/industrial\\_safety/sangyo/hipregas/kisei/sonota\\_2.html](https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/hipregas/kisei/sonota_2.html)

## ○ 一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について等の一部を改正する規程について（遠隔監視によるセルフ圧縮水素スタンド）

改正：令和 3 年 3 月 30 日／施行：令和 3 年 3 月 30 日

令和 2 年 8 月に、圧縮水素スタンドにおいてセルフ充填を可能とするために保安確保上必要な技術上の基準の整備等に係る一般高圧ガス保安規則等が改正された。具体的には、一般則第 7 条の 4 において、当該圧縮水素スタンド内の監視を行うための監視所を設け、構内の様々な設備または措置に関し、運転状況の監視や異常時・緊急時に必要な警報及び遠隔での操作ができるようにすること及びセルフ充填における顧客の安全を確保すること等に関する基準が定められたところ。

今般、これら基準の適合性を評価する際の参考となる詳細な審査基準を一般則例示基準に整備し、当該基準を適切に運用するための改正が行われた。また、併せて大臣認定試験者通達において、高圧ガス設備の試験及び製造に係る経済

産業大臣の認定の適用範囲等に、一般則第7条の4の適用を受ける高圧ガス設備も対象に加えるための改正が行われた。

また、超高圧で使用する高圧ガス設備の設計等に関する基準を定めたKHKS 0220 (2016) の規格について、令和2年10月に最新の知見に基づき改定されたことに伴い、基本通達（特定設備検査規則関係）において引用している当該規格を最新のもの（KHKS0220 (2020)）に改めるための改正が行われた。

その他、大臣認定試験者通達について、表現の適正化等必要な改正を実施。

#### 【改正通達】

- ・ 一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について（20190606保局第3号）
- ・ 一般高圧ガス保安規則第6条第1項第11号等の規定による試験を行う者及び同項第13号等の規定による製造を行う者の認定等について（20180323保局第12号）
- ・ 高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）（20200715保局第1号）

### ○容器保安規則等の一部改正について（特定不活性ガスの性能規定化）

改正：令和3年4月23日／施行：令和3年4月23日

高圧ガス保安法において規定する特定不活性ガスについて、今後も地球温暖化係数の低いフルオロカーボンが新たに開発・使用されていくことが想定されるため、諸外国で既に使用されている定量的な判定方法を参考に、掲名による規定から定量的な判定方法による規定（性能規定）に改めるため、省令、告示及び通達が改正された。

#### 【改正省令等】

- ・ 容器保安規則（昭和41年通商産業省令第50号）
- ・ 冷凍保安規則（昭和41年通商産業省令第51号）
- ・ 一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号）
- ・ コンビナート等保安規則（昭和61年通商産業省令第88号）
- ・ 製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示（昭和51年通商産業省告示第291号）
- ・ 高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）（20200715保局第1号）

## ○容器保安規則等の一部改正について（刻印・表示方法合理化等）

改正：令和3年5月18日／施行：令和3年5月18日

超低温容器、金属ライナー製一般複合容器、液化石油ガス用一般複合容器において、刻印および表示の方法の規制合理化を行うため、省令及び通達の見直しが行われた。

また、昨年末をもって英国が欧州連合（EU）から正式に離脱したことを受け、現行規定の一部が見直された。

### 【具体的な改正の内容】

- ① 超低温容器・金属ライナー製一般複合容器・液化石油ガス用一般複合容器における容器検査時の刻印について、アルミニウム箔に刻印する方式に加え、印字による表示も認める。【容器則、基本通達】
- ② 液化石油ガス用一般複合容器について、実測値に加え代表値による内容積の表示も認める。【基本通達】
- ③ 液化石油ガス用一般複合容器について、氏名等の表示において黒色のインクの使用も認める。【基本通達】
- ④ 英国のEU離脱を踏まえて、「EU指令に基づきグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、フランス共和国及びドイツ連邦共和国が採用する」とされている点について、「グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、フランス共和国及びドイツ連邦共和国がそれぞれの国内法令に基づき採用する」と改正。【保税通達】

### 【改正省令等】

- ・ 容器保安規則（昭和41年通商産業省令第50号）
- ・ 高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）（20200715保局第1号）
- ・ 保税扱いの高圧ガス容器、高圧ガスの輸出専用の高圧ガス容器等の特別充填について（20180323保局第11号）

## ○高圧ガス保安法施行令の一部改正及び冷凍保安規則等の一部改正について（冷凍設備内で使用されるヘリウム等の規制の緩和）

改正：令和3年10月20日／施行：令和3年10月27日

### 【改正の背景】

高圧ガス保安法施行令（平成9年政令第20号）について、冷凍設備内における高圧ガスのうち、燃焼性リスクが小さいヘリウム、ネオン、アルゴン、クリプトン、キセノン、ラドン、窒素及び空気（以下「ヘリウム等」という。）については、冷媒ガスとしての使用が想定されていなかったため、燃焼性が強く取扱いに注意が必要なガスと同様の規制がかかっていた。これにより、許認可に係る手続きのコストが国内の冷凍設備メーカーにとって、技術開発等における障壁となっていた。

今般、二酸化炭素及びフルオロカーボン（難燃性を有するものとして経済産業省令で定める難燃性の基準に適合するものに限る。）と同等の規制となるよう規制を緩和する改正が行われた。

また、施行令の改正を踏まえ、省令、告示、通達の関連規定についても整理された。

### 【施行令の改正概要】

冷凍設備内で使用されるヘリウム等について、以下のとおり規制を緩和。

#### ① 高圧ガス保安法の適用を受けない範囲を拡大

現行：冷凍能力3トン未満

改正後：冷凍能力5トン未満

#### ② 製造に係る許可又は届出の対象とならない範囲を拡大

（1）許可の対象外の範囲 現行：冷凍能力20トン未満

改正後：冷凍能力50トン未満

（2）届出の対象外の範囲 現行：冷凍能力3トン未満

改正後：冷凍能力20トン未満

### 【省令、告示の改正概要】

#### ① 不活性ガスの種類の追加（冷凍則第2条第1項第3号）

今回の政令改正を踏まえ、冷凍則第2条第1項第3号に規定される不活性ガスの定義に、ネオン、アルゴン、クリプトン、キセノン、ラドン及び窒素を加える。

- ② 冷凍保安責任者の選任範囲の変更（冷凍則第 36 条第 3 項第 1 号）  
二酸化炭素またはフルオロカーボン（可燃性ガスを除く。）の製造業者は、一定規模（20 冷凍トン以上 50 冷凍トン未満）のガスの製造設備については、冷凍保安責任者の選任義務が免除されている。  
今回の政令改正を踏まえ、ヘリウム等のガスの製造施設に係る冷凍保安責任者の選任義務についても、規模が 20 冷凍トン以上 50 冷凍トン未満であれば、当該義務を免除することとする。
- ③ 冷凍施設に用いる機器の指定（冷凍則第 63 条）  
二酸化炭素又はフルオロカーボン（可燃性ガスを除く。）の製造業者は、一定規模（3 冷凍トン以上 5 冷凍トン未満）の冷凍機器については、技術基準に従って製造する義務が免除されている。  
今回の政令改正を踏まえ、ヘリウム等を用いる冷凍機器についても、規模が 3 冷凍トン以上 5 冷凍トン未満であれば、当該義務を免除することとする。
- ④ その他（一般則第 101 条・第 102 条）（製造細目告示第 1 条の 9）  
今回の政令改正を踏まえた省令・告示への委任根拠の改正や、表現の適正化。

#### 【通達の改正概要】

法第 13 条の関係通達に、ヘリウム等を追加する。

冷凍則第 5 条において冷凍能力の算定基準が示されているところ、一部のヘリウム冷媒を使用する冷凍設備等は本基準が採用できず、過去に法令照会により算出方法を示していたが、今回基本通達に明記することとする。

冷凍則の貯蔵、販売、輸入検査の対象となる冷凍設備のガス種に上記ガスを追加し、政令の規定と同様の緩和措置を図る。

#### 【改正政令等】

- ・ 高圧ガス保安法施行令（平成 9 年政令第 20 号）
- ・ 冷凍保安規則（昭和 41 年通商産業省令第 51 号）
- ・ 一般高圧ガス保安規則（昭和 41 年通商産業省令第 53 号）
- ・ 製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示（昭和 50 年通商産業省告示第 291 号）
- ・ 高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）（2020 0715 保局第 1 号）

## 2. 各申請・届出に係る提出期限及び標準処理期間

各手続きに係る申請書・届出書は、法で定められている期限または北海道で定める標準処理期間を考慮したうえでご提出ください。

(標準処理期間：行政手続法第6条に基づき北海道が定めた、申請が到達してから当該申請に対する処分をするまでに要する期間)

### 1 高圧ガスの製造

・ 高圧ガス製造許可申請	標準処理期間 25 日
・ 高圧ガス製造事業届	事業を開始する 20 日前まで
・ 高圧ガス保安統括者届（代理者届）	選任または解任後、遅滞なく
・ 高圧ガス保安技術管理者等届	その年の前年の 8 月 1 日からその年の 7 月 31 日までの期間内にした選任または解任について、当該期間終了後遅滞なく
・ 高圧ガス保安主任者等届	その年の前年の 8 月 1 日からその年の 7 月 31 日までの期間内にした選任または解任について、当該期間終了後遅滞なく
・ 製造施設完成検査申請	標準処理期間 15 日
・ 危害予防規程届	制定または変更後
・ 高圧ガス製造開始届	高圧ガスの製造を開始したとき遅滞なく
・ 高圧ガス製造廃止届	高圧ガスの製造を廃止したとき遅滞なく
・ 保安検査申請書	標準処理期間 30 日 （保安検査申請から保安検査受検日までの期間が 60～31 日の場合はその期間）
・ 保安検査受検届	保安検査証が交付された後、速やかに
・ 高圧ガス製造施設休止届	高圧ガス製造施設の使用を休止した後、速やかに
・ 製造事業承継届	第一種製造者または第二種製造者の地位を承継した後、遅滞なく
・ 高圧ガス製造施設等変更許可申請	標準処理期間 20 日
・ 高圧ガス製造施設等変更届	変更しようとするとき、あらかじめ
・ 高圧ガス製造施設軽微変更届	変更の工事完成後、遅滞なく

## 2 高圧ガスの貯蔵

・ 第一種貯蔵所設置許可申請	標準処理期間 20 日
・ 第二種貯蔵所設置届	第二種貯蔵所へ高圧ガスを貯蔵するとき、あらかじめ
・ 第一種貯蔵所位置等変更許可申請	標準処理期間 15 日
・ 第一種貯蔵所完成検査申請	標準処理期間 15 日
・ 第一種貯蔵所軽微変更届	変更の工事完成後、遅滞なく
・ 第二種貯蔵所位置等変更届	変更しようとするとき、あらかじめ
・ 第一種貯蔵所承継届	第一種貯蔵所の設置の許可を受けた者の地位を承継した後、遅滞なく
・ 貯蔵所廃止届	用途を廃止したとき、遅滞なく

## 3 高圧ガスの消費

・ 特定高圧ガス消費届	消費開始の 20 日前まで
・ 特定高圧ガス消費施設変更届	変更しようとするとき、あらかじめ
・ 特定高圧ガス取扱主任者選解任届	選任または解任後、遅滞なく
・ 特定高圧ガス消費者承継届	特定高圧ガス消費者の地位を承継した後、遅滞なく
・ 特定高圧ガス消費廃止届	特定高圧ガスの消費を廃止したとき、遅滞なく

## 4 高圧ガスの販売

・ 高圧ガス販売事業届	事業開始の日の 20 日前まで
・ 販売に係る高圧ガスの種類変更届	変更したとき、遅滞なく
・ 高圧ガス販売主任者選解任届	選任または解任後、遅滞なく
・ 高圧ガス販売事業承継届	販売業者の地位を承継した後、遅滞なく
・ 高圧ガス販売事業廃止届	販売の事業を廃止したとき、遅滞なく

## 5 容器及びその附属品

・ 特別充てん許可申請	標準処理期間 15 日
・ 容器検査所登録申請	標準処理期間 15 日
・ 容器検査所登録更新申請	標準処理期間 15 日
・ 容器検査所廃止届	容器再検査又は附属品再検査の業務を廃止したとき、遅滞なく
・ 検査主任者届	選任または解任後、遅滞なく
・ 容器に充てんする高圧ガスの種類又は圧力の変更	標準処理期間 15 日

## 6 輸入

・ 輸入高圧ガス検査	標準処理期間 15 日
------------	-------------

## 7 冷凍

・ 高圧ガス製造許可申請	標準処理期間 25 日
・ 高圧ガス製造届	製造を開始する 20 日前まで
・ 製造施設完成検査申請	標準処理期間 15 日
・ 冷凍保安責任者届（代理者届）	選任または解任後、遅滞なく
・ 危害予防規程届	制定または変更後
・ 高圧ガス製造開始届	高圧ガスの製造を開始したとき遅滞なく
・ 高圧ガス製造廃止届	高圧ガスの製造を廃止したとき遅滞なく
・ 製造事業承継届	第一種製造者の地位を承継した後、遅滞なく
・ 高圧ガス製造施設等変更許可申請	標準処理期間 20 日
・ 高圧ガス製造施設等変更届	変更しようとするとき、あらかじめ
・ 高圧ガス製造施設軽微変更届	変更の工事完成後、遅滞なく
・ 保安検査受検届	保安検査証が交付された後、速やかに

### 3. 各種申請・届出に対する注意事項

#### 1 法人又は個人が申請者又は届出者の場合

法人、又は個人の場合は、代表権のある者（代表取締役等）の名義で申請・届出すること。また、代表権のない者の名（申請代理人―所長や工場長等）での申請・届出する場合は、代表者からの委任状を提出してください。

#### 2 申請者又は届出者が国の機関及び地方公共団体の場合

ア 申請・届出名義人は、事務委任規則等の規定により当該事業所の財産管理権を有する者、又は当該申請・届出行為の執行権限を有する者等の機関代表でもかまいません。

イ 国の機関が申請者の場合は、高圧ガス保安法第4条の読み替え規定により、「許可」及び「認可」を「承認」と読み替えます。

#### 3 法人組織等の変更

ア 有限会社から株式会社などに法人が組織変更する場合は、法人格の同一性が求められますので、法人名称等の変更の届出（法定外届）をしてください。

イ 個人名義の許可を受けた者が、法人に組織変更する場合には、法人の名義で新規に許可を受けることとなります。

#### 4 申請単位

事業所ごとに申請・届出を行うものとします。

#### 5 申請書・届出書等の提出部数

正副2部を提出してください。なお、副本は、收受印を押印して申請者（届出者）に返却します。

#### 6 申請書・届出書等の提出方法

来局又は郵送

※来局する場合は、担当者不在の場合がありますので、事前に連絡をお願いいたします。

※郵送による提出で控えが必要な場合は返信用封筒に切手を添付して同封していただくようお願いいたします。

## 7 申請書等書類記入の注意事項

- (1) 鉛筆やシャープペンシル、消えるボールペンなどでの記載は不可とします。
- (2) 名称は、法人にあつては登記簿上の法人名とし、個人にあつては、住民票上の氏名としてください
- (3) 住所は、法人にあつては登記してある本社の所在地を記入し、個人にあつては住民登録の場所を記入してください。

## 8 受理証の廃止について

平成 13 年 4 月 1 日から受理証の作成及び申請者への交付を廃止しています。届出の受理にあつては、2 部届出書提出いただいたうえ書面審査を行い、形式上の要件に適合していることを確認して、收受印を押印した届出書を返戻しています。

## 9 手続きに係る留意事項について

資料 2 に申請・届出についてまとめておりますのでご覧ください。

# 4. 手続きの押印・署名等の廃止について

令和 2 年 12 月 28 日付経済産業省令第 92 号により、押印を求める手続きの見直し等のため経済産業省関係省令の一部が改正されました。このことから、高圧ガス保安法においても申請書及び届書(法定様式)の押印は不要となっています。

なお、振興局から交付する書類(許可証、完成検査証等)における振興局長印の押印は継続されます。

# 5. 高圧ガス保安法関係手数料

申請に係る手数料は北海道収入証紙条例(昭和 39 年 4 月 1 日条例第 29 号)に基づき、北海道収入証紙により過不足のないように納付してください。

※適用除外

- 1 国の機関(立法・司法・行政の各機関)は、北海道経済部手数料条例の規定により手数料不要
- 2 道の機関についても北海道経済部手数料条例により手数料不要

※手数料の算定は高圧ガス保安法関係手数料令及び北海道経済部手数料条例の規定による

また、手数料の一覧については次のとおりです。

## 高圧ガス保安法関係手数料

(令和2年4月1日施行)

手数料を徴収する事務	名 称	金 額	徴収時期
22 高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)第5条第1項の規定に基づく高圧ガスの製造の許可の申請に対する審査	高圧ガス製造許可申請手数料	次に掲げる当該申請を行う者の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 高圧ガス保安法第5条第1項第1号に該当する者(イに掲げる者を除く。) 次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定める金額  (ア) 処理容積(圧縮、液化その他の方法で1日に処理することができるガスの容積をいう。以下この項、23の項及び37の項において同じ。)が1,000万立方メートル以上の設備 560,000円  (イ) 処理容積が100万立方メートル以上1,000万立方メートル未満の設備 340,000円  (ウ) 処理容積が50万立方メートル以上100万立方メートル未満の設備 220,000円  (エ) 処理容積が10万立方メートル以上50万立方メートル未満の設備 140,000円  (オ) 処理容積が2万5,000立方メートル以上10万立方メートル未満の設備 110,000円  (カ) 処理容積が5,000立方メートル以上2万5,000立方メートル未満の設備 86,000円  (キ) 処理容積が1,000立方メートル以上5,000立方メートル未満の設備 68,000円  (ク) 処理容積が200立方メートル以上1,000立方メートル未満の設備 54,000円  (ケ) 処理容積が100立方メートル以上200立方メートル未満の設備 31,000円	許可申請のとき

## 高圧ガス保安法関係手数料

(令和2年4月1日施行)

手数料を徴収する事務	名 称	金 額	徴収時期
		(ウ) 冷凍能力が300トン以上1,000トン未満の設備 68,000円  (エ) 冷凍能力が100トン以上300トン未満の設備 54,000円  (オ) 冷凍能力が20トン以上100トン未満の設備 36,000円	
23 高圧ガス保安法第14条第1項の規定に基づく高圧ガスの製造のための施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事又は製造をする高圧ガスの種類若しくは製造の方法の変更の許可の申請に対する審査	高圧ガス製造施設変更許可申請手数料	次に掲げる当該申請を行う者の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 高圧ガス保安法第5条第1項第1号に該当する同項の許可を受けた者(イに掲げる者を除く。) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額  (ア) 変更後の処理容積が変更前の処理容積(当該変更が設備の全部又は一部を撤去し、当該撤去する設備に代えて新たに設備を設置するものである場合にあつては、変更前の処理容積から当該撤去する設備に係る処理容積を控除した容積。以下この項において同じ。)に比して1,000万立方メートル以上増加する場合 370,000円  (イ) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して100万立方メートル以上1,000万立方メートル未満増加する場合 220,000円  (ウ) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して50万立方メートル以上100万立方メートル未満増加する場合 150,000円  (エ) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して10万立方メートル以上50万立方メートル未満増加する場合 93,000円  (オ) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して2万5,000立方メートル以上10万立方メートル未満増加する場合 69,000円  (カ) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して5,000立方メートル以上2万5,000立方メートル未満増加する場合 61,000円  (キ) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して1,000立方メートル以上5,000立方メートル未満増加する場合 57,000円	変更許可申請のとき

### 高圧ガス保安法関係手数料

(令和2年4月1日施行)

手数料を徴収する事務	名 称	金 額	徴収時期
		(ク) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して200立方メートル以上1,000立方メートル未満増加する場合 39,000円 (ケ) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して200立方メートル未満増加する場合 26,000円 (コ) その他の場合 16,000円 イ 同号に該当する同条第1項の許可を受けた者であって移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をするもの 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して1,000立方メートル以上増加する場合 65,000円 (イ) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して500立方メートル以上1,000立方メートル未満増加する場合 53,000円 (ウ) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して100立方メートル以上500立方メートル未満増加する場合 44,000円 (エ) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して50立方メートル以上100立方メートル未満増加する場合 31,000円 (オ) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して10立方メートル以上50立方メートル未満増加する場合 18,000円 (カ) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して2万5,000立方メートル以上10万立方メートル未満増加する場合 14,000円 (キ) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して5,000立方メートル以上2万5,000立方メートル未満増加する場合 12,000円 (ク) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して1,000立方メートル以上5,000立方メートル未満増加する場合 9,200円 (ケ) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して200立方メートル以上1,000立方メートル未満増加する場合 8,200円	

## 高圧ガス保安法関係手数料

(令和2年4月1日施行)

手数料を徴収する事務	名 称	金 額	徴収時期
		(ウ) 冷凍能力が300トン以上1,000トン未満の設備 68,000円  (エ) 冷凍能力が100トン以上300トン未満の設備 54,000円  (オ) 冷凍能力が20トン以上100トン未満の設備 36,000円	
23 高圧ガス保安法第14条第1項の規定に基づく高圧ガスの製造のための施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事又は製造をする高圧ガスの種類若しくは製造の方法の変更の許可の申請に対する審査	高圧ガス製造施設変更許可申請手数料	次に掲げる当該申請を行う者の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 高圧ガス保安法第5条第1項第1号に該当する同項の許可を受けた者(イに掲げる者を除く。) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額  (ア) 変更後の処理容積が変更前の処理容積(当該変更が設備の全部又は一部を撤去し、当該撤去する設備に代えて新たに設備を設置するものである場合にあつては、変更前の処理容積から当該撤去する設備に係る処理容積を控除した容積。以下この項において同じ。)に比して1,000万立方メートル以上増加する場合 370,000円  (イ) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して100万立方メートル以上1,000万立方メートル未満増加する場合 220,000円  (ウ) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して50万立方メートル以上100万立方メートル未満増加する場合 150,000円  (エ) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して10万立方メートル以上50万立方メートル未満増加する場合 93,000円  (オ) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して2万5,000立方メートル以上10万立方メートル未満増加する場合 69,000円  (カ) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して5,000立方メートル以上2万5,000立方メートル未満増加する場合 61,000円  (キ) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して1,000立方メートル以上5,000立方メートル未満増加する場合 57,000円	変更許可申請のとき

## 高圧ガス保安法関係手数料

(令和2年4月1日施行)

手数料を徴収する事務	名 称	金 額	徴収時期
		(コ) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して200立方メートル未満増加する場合 5,100円  (サ) その他の場合 3,200円  ウ 同項第2号に該当する同項の許可を受けた者 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) 変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力(当該変更が設備の全部又は一部を撤去し、当該撤去する設備に代えて新たに設備を設置するものである場合にあつては、変更前の冷凍能力から当該撤去する設備に係る冷凍能力を控除した能力。以下この項において同じ。)に比して3,000トン以上増加する場合 69,000円 (イ) 変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力に比して1,000トン以上3,000トン未満増加する場合 62,000円 (ウ) 変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力に比して300トン以上1,000トン未満増加する場合 55,000円 (エ) 変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力に比して100トン以上300トン未満増加する場合 38,000円 (オ) 変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力に比して100トン未満増加する場合 30,000円 (カ) その他の場合 16,000円	
24 高圧ガス保安法第16条第1項の規定に基づく高圧ガスの貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査	第一種貯蔵所設置許可申請手数料	25,000円	許可申請のとき
25 高圧ガス保安法第19条第1項の規定に基づく第一種貯蔵所の位置、構造又は設備の変更の工事の許可の申請に対する審査	第一種貯蔵所変更許可申請手数料	ア 変更後の貯蔵容積が変更前の貯蔵容積に比して増加する場合 14,000円  イ その他の場合 11,000円	変更許可申請のとき

### 高圧ガス保安法関係手数料

(令和2年4月1日施行)

手数料を徴収する事務	名 称	金 額	徴収時期
26 高圧ガス保安法第20条第1項の規定に基づく高圧ガスの製造のための施設の完成検査	高圧ガス製造施設完成検査手数料	22の項の第3欄に掲げる高圧ガスの製造の許可の申請を行う者及び設備の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の3に相当する金額(高圧ガス保安法第5条第1項の許可に係る液化石油ガスの製造のための施設であって、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)第37条の3第1項の完成検査を受け、同法第37条の技術上の基準に適合していると認められたものの完成検査にあつては、6,100円)	検査申請のとき
27 高圧ガス保安法第20条第1項の規定に基づく第一種貯蔵所の完成検査	第一種貯蔵所完成検査手数料	18,750円	検査申請のとき
28 高圧ガス保安法第20条第3項の規定に基づく高圧ガスの製造のための施設の完成検査	高圧ガス製造施設変更完成検査手数料	23の項の第3欄に掲げる高圧ガスの製造のための施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事又は製造をする高圧ガスの種類若しくは製造の方法の変更の許可の申請を行う者及び場合の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の3に相当する金額(高圧ガス保安法第14条第1項の許可に係る液化石油ガスの製造のための施設であって、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の3第1項の完成検査を受け、同法第37条の技術上の基準に適合していると認められたものの完成検査にあつては、6,100円)	検査申請のとき
29 高圧ガス保安法第20条第3項の規定に基づく第一種貯蔵所の完成検査	第一種貯蔵所変更完成検査手数料	25の項の第3欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の3に相当する金額	検査申請のとき
30 高圧ガス保安法第22条第1項の規定に基づく輸入をした高圧ガス及びその容器の検査	輸入高圧ガス検査手数料	ア 容積1,000立方メートル以上(液化ガスにあつては、質量10トン以上)の高圧ガスに係る検査 27,000円  イ 容積300立方メートル以上1,000立方メートル未満(液化ガスにあつては、質量3トン以上10トン未満)の高圧ガスに係る検査 21,000円  ウ 容積300立方メートル未満(液化ガスにあつては、質量3トン未満)の高圧ガスに係る検査 13,000円	検査申請のとき
31 高圧ガス保安法施行令(平成9年政令第20号)第18条第2項第1号の規定に基づく製造保安責任者免状の交付	製造保安責任者免状交付手数料	3,400円	交付申請のとき

## 高圧ガス保安法関係手数料

(令和2年4月1日施行)

手数料を徴収する事務	名 称	金 額	徴収時期
37 高圧ガス保安法第35条第1項の規定に基づく特定施設の保安検査	特定施設保安検査手数料	<p>次に掲げる当該申請を行う者の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 高圧ガス保安法第5条第1項第1号に該当する同項の許可を受けた者(イに掲げる者を除く。) 次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 処理容積が1,000立方メートル以上の設備 610,000円</p> <p>(イ) 処理容積が100立方メートル以上1,000立方メートル未満の設備 370,000円</p> <p>(ウ) 処理容積が50立方メートル以上100立方メートル未満の設備 250,000円</p> <p>(エ) 処理容積が10立方メートル以上50立方メートル未満の設備 150,000円</p> <p>(オ) 処理容積が2万5,000立方メートル以上10立方メートル未満の設備 120,000円</p> <p>(カ) 処理容積が5,000立方メートル以上2万5,000立方メートル未満の設備 95,000円</p> <p>(キ) 処理容積が1,000立方メートル以上5,000立方メートル未満の設備 75,000円</p> <p>(ク) 処理容積が200立方メートル以上1,000立方メートル未満の設備 60,000円</p> <p>(ケ) 処理容積が100立方メートル以上200立方メートル未満の設備 33,000円</p> <p>イ 同号に該当する同項の許可を受けた者であって移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をするもの 次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 処理容積が1,000立方メートル以上の設備 95,000円</p> <p>(イ) 処理容積が500立方メートル以上1,000立方メートル未満の設備 80,000円</p> <p>(ウ) 処理容積が100立方メートル以上500立方メートル未満の設備 64,000円</p>	検査申請のとき

## 高圧ガス保安法関係手数料

(令和2年4月1日施行)

手数料を徴収する事務	名 称	金 額	徴収時期
32 高圧ガス保安法施行令第18条第2項第1号の規定に基づく製造保安責任者免状の再交付	製造保安責任者免状再交付手数料	2,400円	再交付申請のとき
33 高圧ガス保安法第29条の規定に基づく販売主任者免状の交付	販売主任者免状交付手数料	3,400円	交付申請のとき
34 高圧ガス保安法第29条の規定に基づく販売主任者免状の再交付	販売主任者免状再交付手数料	2,400円	再交付申請のとき
35 高圧ガス保安法施行令第18条第2項第1号の規定に基づく高圧ガス保安法第31条第2項に規定する製造保安責任者試験の実施	製造保安責任者試験手数料	<p>ア 乙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験 9,300円(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して願書を提出する場合(以下この項、次項及び77の項において「電子情報処理組織により願書を提出する場合」という。)にあっては、8,800円)</p> <p>イ 丙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験 8,700円(電子情報処理組織により願書を提出する場合にあっては、8,200円)</p> <p>ウ 乙種機械責任者免状に係る製造保安責任者試験 9,300円(電子情報処理組織により願書を提出する場合にあっては、8,800円)</p> <p>エ 第二種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験 9,300円(電子情報処理組織により願書を提出する場合にあっては、8,800円)</p> <p>オ 第三種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験 8,700円(電子情報処理組織により願書を提出する場合にあっては、8,200円)</p>	願書提出のとき
36 高圧ガス保安法第31条第2項の規定に基づく販売主任者試験の実施	販売主任者試験手数料	<p>ア 第一種販売主任者免状に係る販売主任者試験 7,900円(電子情報処理組織により願書を提出する場合にあっては、7,400円)</p> <p>イ 第二種販売主任者免状に係る販売主任者試験 6,200円(電子情報処理組織により願書を提出する場合にあっては、5,700円)</p>	願書提出のとき

## 高圧ガス保安法関係手数料

(令和2年4月1日施行)

手数料を徴収する事務	名 称	金 額	徴収時期
		(エ) 処理容積が50万立方メートル以上100万立方メートル未満の設備 47,000円 (オ) 処理容積が10万立方メートル以上50万立方メートル未満の設備 31,000円 (カ) 処理容積が2万5,000立方メートル以上10万立方メートル未満の設備 22,000円 (キ) 処理容積が5,000立方メートル以上2万5,000立方メートル未満の設備 20,000円 (ク) 処理容積が1,000立方メートル以上5,000立方メートル未満の設備 15,000円 (ケ) 処理容積が200立方メートル以上1,000立方メートル未満の設備 12,000円 (コ) 処理容積が100立方メートル以上200立方メートル未満の設備 7,700円 ウ 同項第2号に該当する同項の許可を受けた者 次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) 冷凍能力が3,000トン以上の設備 120,000円 (イ) 冷凍能力が1,000トン以上3,000トン未満の設備 95,000円 (ウ) 冷凍能力が300トン以上1,000トン未満の設備 76,000円 (エ) 冷凍能力が100トン以上300トン未満の設備 60,000円 (オ) 冷凍能力が20トン以上100トン未満の設備 42,000円	
38 高圧ガス保安法施行令第18条第2項第3号の規定に基づく高圧ガス保安法第44条第1項に規定する容器検査又は同令第18条第2項第4号の規定に基づく同法第49条第1項に規定する容器再検査	容器検査等手数料	ア 温度零下50度以下の液化ガスを充てんするための容器に係る容器検査又は容器再検査 次に掲げる容器の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) 内容積1,000リットル以上の容器 1個につき16,000円に1,000リットル又は1,000リットルに満たない端数を増すごとに1,600円を加えた金額	検査又は再検査申請のとき

## 高圧ガス保安法関係手数料

(令和2年4月1日施行)

手数料を徴収する事務	名 称	金 額	徴収時期
		(イ) 内容積500リットル以上1,000リットル未満の容器 1個につき16,000円	
		(ウ) 内容積500リットル未満の容器 1個につき6,600円	
		イ 繊維強化プラスチック複合容器、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器又は圧縮水素自動車燃料装置用容器(アに規定する容器を除く。)に係る容器検査又は容器再検査 次に掲げる容器の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	
		(ア) 内容積150リットル以上の容器 1個につき320円に10リットル又は10リットルに満たない端数を増すごとに57円を加えた金額	
		(イ) 内容積30リットル以上150リットル未満の容器 1個につき320円	
		(ウ) 内容積5リットル以上30リットル未満の容器 1個につき260円	
		(エ) 内容積1リットル以上5リットル未満の容器 1個につき160円	
		(オ) 内容積1リットル未満の容器 1個につき150円	
		ウ 高強度鋼容器(ア又はイに規定する容器を除く。)に係る容器検査又は容器再検査 次に掲げる容器の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	
		(ア) 内容積30リットル以上の容器 1個につき210円に10リットル又は10リットルに満たない端数を増すごとに3円を加えた金額	
		(イ) 内容積5リットル以上30リットル未満の容器 1個につき210円	
		(ウ) 内容積1リットル以上5リットル未満の容器 1個につき160円	
		(エ) 内容積1リットル未満の容器 1個につき140円	
		エ その他の容器に係る容器検査又は容器再検査 次に掲げる容器の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	
		(ア) 内容積1,000リットル以上の容器 1個につき7,100円に1,000リットル又は1,000リットルに満たない端数を増すごとに380円を加えた金額	

## 高圧ガス保安法関係手数料

(令和2年4月1日施行)

手数料を徴収する事務	名 称	金 額	徴収時期
		(イ) 内容積500リットル以上1,000リットル未満の容器 1個につき7,100円 (ウ) 内容積150リットル以上500リットル未満の容器 1個につき800円 (エ) 内容積30リットル以上150リットル未満の容器 1個につき210円 (オ) 内容積5リットル以上30リットル未満の容器 1個につき170円 (カ) 内容積1リットル以上5リットル未満の容器 1個につき110円 (キ) 内容積1リットル未満の容器 1個につき80円	
39 高圧ガス保安法施行令第18条第2項第6号の規定に基づく高圧ガス保安法第49条の2第1項に規定する附属品検査又は同令第18条第2項第7号の規定に基づく同法第49条の4第1項に規定する附属品再検査	附属品検査等手数料	ア 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器又は圧縮水素運送自動車用容器に装置される附属品に係る附属品検査又は附属品再検査 次に掲げる容器の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) 内容積150リットル以上の容器 1個につき31円 (イ) 内容積150リットル未満の容器 1個につき24円 イ その他の容器に装置される附属品に係る附属品検査又は附属品再検査 次に掲げる容器の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) 内容積1,000リットル以上の容器 1個につき1,100円 (イ) 内容積500リットル以上1,000リットル未満の容器 1個につき540円 (ウ) 内容積500リットル未満の容器 1個につき21円	検査又は再検査申請のとき
40 高圧ガス保安法施行令第18条第2項第8号の規定に基づく高圧ガス保安法第50条第3項に規定する容器検査所の登録又は登録の更新の申請に対する審査	容器検査所登録等申請手数料	16,000円	登録又は登録更新申請のとき

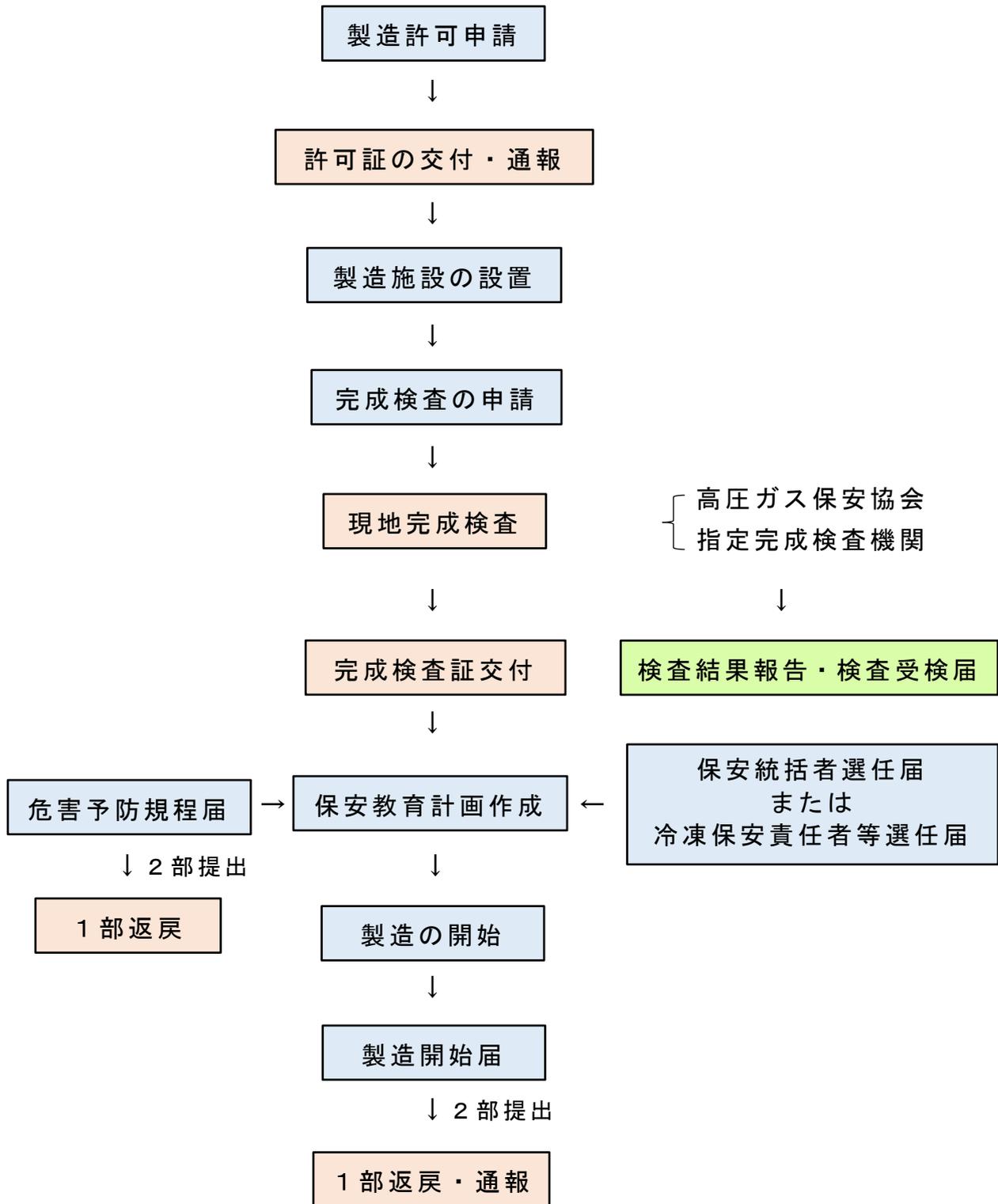
## 高圧ガス保安法関係手数料

(令和2年4月1日施行)

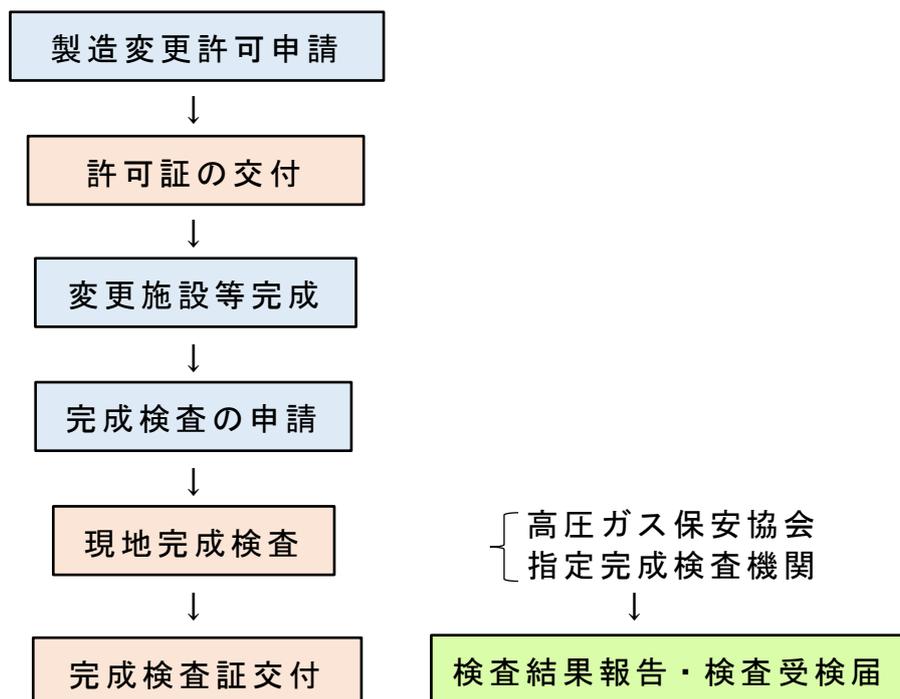
手数料を徴収する事務	名 称	金 額	徴収時期
41 高圧ガス保安法施行令第18条第2項第3号の規定に基づく高圧ガス保安法第54条第2項に規定する容器に充てんする高圧ガスの種類又は圧力の変更に係る刻印等	容器刻印等手数料	1,400円	刻印等申請のとき

## 6. 事務処理フローチャート

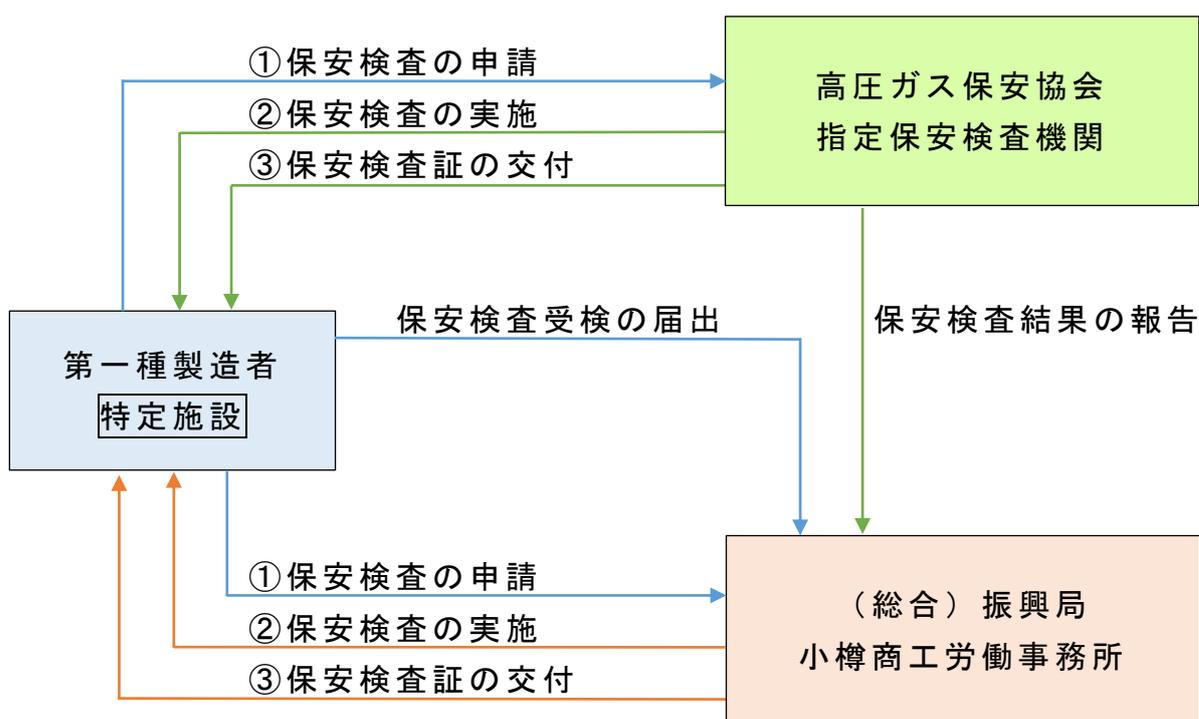
【製造許可関係の事務処理の代表例】



【製造変更許可関係の事務処理の代表例】



【保安検査申請における事務処理の代表例】



## 7. 事故届

### 高圧ガス保安法第 63 条

第一種製造者、第二種製造者、販売業者、液化石油ガス法第 6 条の液化石油ガス販売業者、高圧ガスを貯蔵し、又は消費する者、容器製造業者、容器の輸入をした者その他高圧ガス又は容器を取り扱う者は、次に掲げる場合は、遅滞なく、その旨を都道府県知事又は警察官に届け出なければならない。

- 一 その所有し、又は占有する高圧ガスについて災害が発生したとき
- 二 その所有し、又は占有する高圧ガス又は容器を喪失し、又は盗まれたとき

### 1 事故の定義

- ①設備等の爆発
- ②設備等の火災
- ③噴出・漏えい

※ただし、次の場合は除く

- 1) 噴出・漏えいしたガスが毒性ガス以外のガスであって、噴出・漏えいの部位が締結部（フランジ式継手、ねじ込み式継手、フレア式継手又はホース継手）、開閉部（バルブ又はコック）又は可動シール部であり、噴出・漏えいの程度が微量（石けん水等を塗布した場合、気泡が発生する程度）であって、かつ、人的被害のない場合
- 2) 完成検査、保安検査もしくは定期自主検査における耐圧試験時又は気密試験時の少量の噴出・漏えいであって、かつ、人的被害のない場合。

- ④設備等の破裂・破壊
- ⑤喪失・盗難
- ⑥高圧ガスの製造のための施設、貯蔵所、販売のための施設、特定高圧ガスの消費のための施設又は高圧ガスを充填した容器が危険な状態となったとき
- ⑦その他

例) 消費中の二次発生物（一酸化炭素等）に起因する人命及び財産の被害、自然災害に起因する高圧ガス設備等の被害 等

- 移動式製造設備であって液化石油ガス法第 37 条の 4 の充填設備として許可を受けているもの（供給設備に接続しているもの又は充填設備の使用の本拠の所在地にあるものに限る。）において事故が発生した場合にあっては、高圧法の事故に該当しないものとする。

## 2 事故の分類

### (1) A級事故

- ① 死者 5名以上
- ② 死者及び重傷者 10名以上
- ③ 死者及び負傷者 30名以上
- ④ 大規模な物的被害（被害総額が5億円以上）
- ⑤ 大災害発生の危険・社会的影響が大きいと認められる事故

### (2) B級事故

#### ア B1級事故

- ① 死者 1名以上4名以下
- ② 重傷者 2名以上9名以下
- ③ 負傷者 6名以上29名以下
- ④ 大規模な物的被害（被害総額が1億円以上5億円未満）

#### イ B2級事故

同一事業所においてC1級事故以上の事故が発生した日から1年を経過しない間に発生したC1級事故（高圧ガスに係る事故に限る。）

### (3) C級事故

#### ア C1級事故

- ① 人的被害（負傷者1名以上5名以下かつ重傷者1名以下）
- ② 爆発、火災又は破裂・破損等が発生した事故
- ③ 毒性ガスが漏えいした事故
- ④ ①から③までのほか、反応暴走、多量漏えいが発生した事故

#### イ C2級事故

C級事故のうちC1級事故以外の事故

## 3 事故が発生した際の報告

**事故が発生した際は、事故の拡大防止に努めるとともに、速やかに電話による連絡をお願いします。**

- (1) 北海道高圧ガス保安法関係事故措置要綱 別紙1（事故発生時における報告項目）により遅滞なく報告
- (2) ・事故届書  
・高圧ガス事故等調査報告書（災害）または  
高圧ガス事故等調査報告書（喪失・盗難）

北海道内における高圧ガス事故発生状況（令和3年1～12月、容器の盗難等を除く）

整理番号	発生日時	発生場所	事故分類	事故現象	人的被害			物的被害	事故の概要	規制対象別（規則）	発生原因	漏洩等の発生箇所
					死者	重傷	軽傷					
1	R3. 6. 22 (17:00)	食品工場 (札幌市)	C2	噴出・漏えい (アセチレン)	0	0	0	なし	冷凍機（蒸発器）の配管溶接部にピンホールが発生し冷媒ガスが漏えい。年次点検時に冷媒ガスが充填されていなかったことから漏えいが判明したものの。	冷凍事業所 (冷凍)	施工不良、経年劣化	蒸発器
2	R3. 7. 3 (11:30)	鉄工所 (石狩市)	C1	爆発・火災 (アセチレン)	0	0	0	容器置場、供給設備	溶断作業にアセチレンガスを使用していたところ、逆火により逆火防止器の破砕板が作動し上流の遮断弁が閉止されたが、平常時は閉止されているはずのハイパス弁が閉じていたため、ハイパスラインを経由してガスが供給され続け、逆火防止器からガスが放出した。その後、ガスの放出で発生した静電気により容器置場内に溜まったガスが着火し、爆発・火災に至ったものと推定される。	消費先 (一般)	誤操作、誤判断	逆火防止器
3	R3. 9. 5 (14:00)	産廃処理施設 (室蘭市)	C2	噴出・漏えい (アセチレン)	0	0	0	なし	冷凍機の定期点検のためフロンの回収作業をしていたところ、作業員が携帯電話に注意するため現場を離れた間に回収用容器の温度が上昇し、容器バルブの可溶性が溶けてフロロンが漏えいした。	冷凍事業所 (冷凍)	誤操作、誤判断	冷媒回収容器
4	R3. 9. 13 (13:30)	食品工場 (茅渚町)	C2	噴出・漏えい (アンモニア)	0	0	0	なし	冷凍設備のブラインポンプを手動で起動させたところ、ブラインの予冷が十分でなかったため、蒸発器内のアンモニアの温度が上昇、蒸発器から圧縮機に至る配管内が高圧状態となり、圧縮機吸込口部の安全弁が作動し、アンモニアが除雪装置に誘導された。	冷凍事業所 (冷凍)	操作基準等の不備	安全弁
5	R3. 10. 11 (9:10)	移動式製造事業所 (釧路市)	C2	噴出・漏えい (液化天然ガス)	0	0	0	なし	食品工場への払出作業において、ローリー液出口配管と受入ホースとのフライング接続部からガス漏れが発生した。フライングボルトの増し締めを行ったがガス漏れが収まらなかつたため、緊急停止措置を実施。充てん作業員は所定の手順に従いガスの加圧を停止したが、受入立会人が誤って受入弁を閉じたため送液配管内が液封状態となり、ローリーの安全弁が作動し、ガスが噴出した。	製造事業所 (一般)	締結管理不良、誤操作、誤判断	受入ホース、安全弁
6	R3. 11. 26 (10:50)	移動式製造事業所 (幌延町)	C2	噴出・漏えい (液化天然ガス)	0	0	0	なし	食品工場への充てん作業中、緊急遮断弁のグランド部から液漏れが発生した。	製造事業所 (一般)	点検不良	緊急遮断弁

※上記のほか、高圧ガス容器の喪失・盗難が6件発生。